

議案第二十二号

港区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
港区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和六十三年港区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定するところにより」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。次号から第四号までにおいて「法」という。）
第八条第七項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）
- 二 法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）
- 三 法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知

症対応型通所介護」という。）

四 法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）

第三条第二項第一号中「。以下「法」という。」を削る。

第四条第一項中「介護保険法の規定による」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第一項第三号」を「前条第一項第二号」に改め、「介護保険法の規定による」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第一項第四号」を「前条第一項第三号」に改め、「介護保険法の規定による」を削り、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 前条第一項第四号のサービスを利用できる者は、第一号通所事業に係る第一号事業支給費の支給に係る者とする。

第八条第一項第一号中「第三条第一項各号」を「第三条第一項第一号から第三号まで」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三条第一項第四号のサービスを利用する者 イ及びロの合計額

イ 第一号通所事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額

ロ 食事の提供に要する費用 一食につき五百円

付 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 平成二十八年三月三十一日において介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第二項に規定する要支援認定を受けていた被保険者に対しては、当該要支援認定の有効期間（同法第三十三条第一項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、この条例による改正前の港区立高齢者在宅サービスセンター条例第三条第一項第二号、第四条第二項及び第八条第一項第一号（介護予防通所介護に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（説明）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行による介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部改正に伴い、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。